スポーツ基本法を踏まえ今後検討すべき課題(たたき台)

スポーツの果たす役割等 (基本法前文)

- (1)スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全て の人々の権利であり、全ての国民がその自発性の下に、 各々の関心、適性等に応じて、安全かつ公正な環境の下 で日常的にスポーツに親しみ、スポーツを楽しみ、又はス ポーツを支える活動に参画することのできる機会が確保 されなければならない。
- ②スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるととも に、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊 ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育む 等人格の形成に大きな影響を及ぼす。
- ③スポーツは、人と人との交流及び地域と地域との交流を 促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人 間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生に寄 与する。
- ④スポーツは、心身の健康の保持増進にも重要な役割を 果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実 現に不可欠。
- ⑤スポーツ選手の不断の努力は、人間の可能性の極限を 追求する有意義な営みであり、こうした努力に基づく国際 競技大会における日本人選手の活躍は、国民に誇りと 喜び、夢と感動を与え、国民のスポーツへの関心を高め る。これらを通じて、スポーツは、我が国社会に活力を生 み出し、国民経済の発展に広く寄与する。
- ⑥スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促 進し、国際平和に大きく貢献するなど、スポーツは、我が 国の国際的地位の向上にも極めて重要な役割を果たす。
- ⑦地域におけるスポーツを推進する中から優れたスポー ツ選手が育まれ、そのスポーツ選手が地域におけるス ポーツの推進に寄与することは、スポーツに係る多様な 主体の連携と協働による我が国のスポーツの発展を支 える好循環をもたらす。

スポーツを通じて 実現する社会

すべての人々がスポーツを通じて 幸福で豊かな生活を営むことがで きる社会

今後検討すべき課題

年齢や性別、障害等を問わず、広く人々 が、関心、適性等に応じてスポーツに参 画することができるスポーツ環境の整備

青少年が健全に育ち、他者との協 同や公正さと規律を重んじる社会

地域の人々の主体的な協働により、 深い絆で結ばれた一体感や活力が ある地域社会

健康で活力に満ちた長寿社会

国民が自国に誇りを持ち、経済的 に発展し、活力ある社会

国際的に信頼され、尊敬される国

学校と地域における子どものス ポーツ機会の充実

住民が主体的に参画する地域のス ポーツ環境の整備

若者のスポーツ参加機会の拡充や 高齢者の体力つくり支援等ライフ ステージに応じたスポーツ活動の 推進

国際競技力の向上に向けた人材養 成・スポーツ環境の整備

オリンピックなど国際競技大会等 の招致・開催等を通じた国際貢献 の推進

ドーピング防止やスポーツ仲裁等 の推進によるスポーツ界の透明性、 公平・公正性の向上

スポーツ界における好循環の創出

スポーツに係る多様な主体の連携・協 働によりスポーツの発展を支える好循 環が創出されている社会